

平成 27 年（2015 年）3 月 31 日

指定就労継続支援 B 型事業所 管理者 様
指定就労移行支援事業所 管理者 様
指定特定相談支援事業所 管理者 様
指定就労継続支援 A 型事業所 管理者 様

札幌市保健福祉局障がい保健福祉部
自立支援担当課長

就労継続支援 B 型の経過措置終了に伴う支給決定の取扱いについて

就労継続支援 B 型（以下「B 型」という。）については、就労経験があり年齢や体力等により雇用の継続が困難となった者や就労移行支援を利用した結果、B 型の利用が適切と判断された者等を対象とされておりますが、平成 27 年 3 月末までの経過措置として、これらの要件に該当しない者であっても、協議会等からの意見聴取することにより、就労移行支援事業所によるアセスメントを経ずに支給決定が可能とされていたところです。

この度、当該経過措置が廃止されたことから、下記のとおり取扱うこととしましたので通知します。

記

1 平成 27 年 4 月以降における B 型の対象者

- (1) 就労経験（就労継続支援 A 型を含む。）がある者であって、年齢や体力の面で一般企業に雇用されることが困難となった者
- (2) 50 歳に達している者又は障害基礎年金 1 級受給者
- (3) (1)及び(2)のいずれにも該当しない者であって、就労移行支援事業所等によるアセスメントにより、就労面に係る課題等の把握を行った者

※ 過去に B 型の支給決定を受けた者は、上記(1)から(3)までに関わらず、対象者とする。

2 支給決定方法の変更

- (1) 従来、経過措置対象者に対しては、区保健福祉部における勘案事項調査に加え、札幌市障害支援区分認定等審査会にB型利用の適否に係る意見を求めたうえで支給決定を行っていたが、経過措置の廃止に伴い、当該支給決定の取扱いを終了する。
- (2) B型の新規決定にあたっては、上記1(3)に該当する場合、就労移行支援事業所等が実施する就労面のアセスメント（以下「就労アセスメント」という。）が必須とされたことから、原則、就労移行支援の利用申請を勧奨するとともに、後日、就労アセスメントの結果を基に支給決定を行う。
- (3) B型の支給決定の更新にあたり、区役所に提出する「訓練等給付費に係る支給決定の更新についての事業者意見書」（以下「意見書」という。）の提出期限を、有効期間終期の2ヶ月前から14日前に変更する。

3 その他留意事項等

- (1) 就労アセスメントの具体的な実施方法等については、国から詳細が示され次第、別途通知する。
- (2) 平成27年3月31日までに、B型の利用申請を行った者については、経過措置の適用により、従来どおり支給決定を行う。
- (3) 平成25年4月1日以降に経過措置対象者として支給決定を行った場合、次回更新決定時に新たなアセスメントを実施することが示されていたが、現時点での国通知においては、当該アセスメントは必ずしも受ける必要はない取扱いとすることが予定されている。

〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目
札幌市保健福祉局障がい保健福祉部
障がい福祉課給付管理係
TEL 011-211-2938 FAX 011-218-5181
E-mail sapporo.jiritsushien@city.sapporo.jp